

茨城県漁港管理条例新旧対照表

改正案		現行		
第1条～第19条 (略)		第1条～第19条 (略)		
第20条 詐欺その他不正 <sup>レ</sup> の行為により利用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。		第20条 詐欺その他不正 <sup>ナ</sup> の行為により利用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。		
第20条の2～第21条 (略)		第20条の2～第21条 (略)		
別表第1(第14条関係)		別表第1(第14条関係)		
1 利用料		1 利用料		
	種類	単位	料金	備考
泊地	いかだ類	1日1平方メートルにつき	3円	
	第11条の3に規定する規則で定める船舶	1日船舶の総トン数1トンにつき	2円50銭	
那珂湊漁港駐車場	大型乗合型自動車	1台1回4時間までにつき(1回の利用時間が4時間を超える場合の当該4時間を超える部分については、2時間までごとにつき)	340円	1月1日から1月3日までの日を除く毎日の午前7時から午後5時までの利用に限る。
	乗合型自動車		210円	
	普通車		100円	
岸壁・物	漁獲物	水揚金1,000円に	64銭	
	種類	単位	料金	備考
泊地	いかだ類	1日1平方メートルにつき	3円	
	第11条の3に規定する規則で定める船舶	1日船舶の総トン数1トンにつき	2円50銭	
那珂湊漁港駐車場	大型乗合型自動車	1台1回4時間までにつき(1回の利用時間が4時間を超える場合の当該4時間を超える部分については、2時間までごとにつき)	330円	1月1日から1月3日までの日を除く毎日の午前7時から午後5時までの利用に限る。
	乗合型自動車		210円	
	普通車		100円	
岸壁・物	漁獲物	水揚金1,000円に	63銭	

揚場		つき		
	貨物	取扱量 1 トンにつき	<u>117 円</u>	
廃油処理施設	ビルジ	100 リットルにつき	<u>252 円</u>	
	その他	100 リットルにつき	<u>597 円</u>	

2 使用料

種類	単位		料金	備考
漁港浄化施設	事業所敷地面積(荷さばき所にあつては建築面積)	1 年 1 平方メートルにつき	<u>398 円</u>	
	加工排水量(荷さばき所にあつては荷さばき排水量)	1 月 1 立方メートルにつき	<u>196 円</u>	
第 11 条の 2 第 1 項 第 2 号の知事が指定する施設	船長が 5 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	4,890 円	
	船長が 5 メートルを超え 6 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	5,160 円	
	船長が 6 メートルを超え 7 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	5,460 円	
	船長が 7 メートルを超え 8 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	5,810 円	
	船長が 8 メートルを超え 9 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	6,220 円	
	船長が 9 メートルを超え 10 メートル以	1 月 1 隻につき	6,630 円	

揚場		つき		
	貨物	取扱量 1 トンにつき	<u>115 円</u>	
廃油処理施設	ビルジ	100 リットルにつき	<u>247 円</u>	
	その他	100 リットルにつき	<u>586 円</u>	

2 使用料

種類	単位		料金	備考
漁港浄化施設	事業所敷地面積(荷さばき所にあつては建築面積)	1 年 1 平方メートルにつき	<u>391 円</u>	
	加工排水量(荷さばき所にあつては荷さばき排水量)	1 月 1 立方メートルにつき	<u>192 円</u>	
第 11 条の 2 第 1 項 第 2 号の知事が指定する施設	船長が 5 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	4,890 円	
	船長が 5 メートルを超え 6 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	5,160 円	
	船長が 6 メートルを超え 7 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	5,460 円	
	船長が 7 メートルを超え 8 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	5,810 円	
	船長が 8 メートルを超え 9 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	6,220 円	
	船長が 9 メートルを超え 10 メートル以	1 月 1 隻につき	6,630 円	

	下の船舶			
	船長が 10 メートルを超え 11 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	7,030 円	
	船長が 11 メートルを超え 12 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	7,480 円	
	船長が 12 メートルを超え 13 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	8,010 円	
	船長が 13 メートルを超え 14 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	8,640 円	
	船長が 14 メートルを超える船舶	1 月 1 隻につき	9,380 円	

### 3 占用料

種類		単位	料金	備考	
漁港施設用地	砕氷塔	1 年 1 基につき	<u>8,970 円</u>		
	砕氷塔(コンベヤー付)	1 年 1 基につき	<u>14,580 円</u>		
	クレーン類	1 年 1 基につき	<u>34,100 円</u>		
	油槽タンク類	貯油量 100 トン未満のもの	1 年 1 基につき	13,650 円	
		貯油量 100 トン以上 300 トン未満のもの	1 年 1 基につき	20,320 円	

	下の船舶			
	船長が 10 メートルを超え 11 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	7,030 円	
	船長が 11 メートルを超え 12 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	7,480 円	
	船長が 12 メートルを超え 13 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	8,010 円	
	船長が 13 メートルを超え 14 メートル以下の船舶	1 月 1 隻につき	8,640 円	
	船長が 14 メートルを超える船舶	1 月 1 隻につき	9,380 円	

### 3 占用料

種類		単位	料金	備考	
漁港施設用地	砕氷塔	1 年 1 基につき	<u>8,810 円</u>		
	砕氷塔(コンベヤー付)	1 年 1 基につき	<u>14,310 円</u>		
	クレーン類	1 年 1 基につき	<u>33,480 円</u>		
	油槽タンク類	貯油量 100 トン未満のもの	1 年 1 基につき	13,650 円	
		貯油量 100 トン以上 300 トン未満のもの	1 年 1 基につき	20,320 円	

	貯油量 300 トン以上のもの	1年1基につき	42,080円	
	物置場, 倉庫, 事務所その他これらに類するもの	1年1平方メートルにつき	150円	
	魚市場	1年1平方メートルにつき	80円	
	電柱類(本柱, 支柱, 支線柱, 支線, H柱, 2脚以下の鉄塔等)	1年1本につき	1,500円	H柱, 2脚の鉄塔等は, 本柱の2本分とみなす。
	鉄塔類	1年1平方メートルにつき	1,840円	3脚以上のものに限る。
	架空管類	1年1メートルにつき	220円	電線類を除く。
	仮設建物類	1年1平方メートルにつき	250円	物置場, 倉庫, 事務所その他これらに類するもの及び工事用施設類に該当するものを除く。
	工事用施設類	1月1平方メートルにつき	220円	
	軌道施設類	1年1平方メートルにつき	2,430円	

	貯油量 300 トン以上のもの	1年1基につき	42,080円	
	物置場, 倉庫, 事務所その他これらに類するもの	1年1平方メートルにつき	150円	
	魚市場	1年1平方メートルにつき	80円	
	電柱類(本柱, 支柱, 支線柱, 支線, H柱, 2脚以下の鉄塔等)	1年1本につき	1,500円	H柱, 2脚の鉄塔等は, 本柱の2本分とみなす。
	鉄塔類	1年1平方メートルにつき	1,840円	3脚以上のものに限る。
	架空管類	1年1メートルにつき	220円	電線類を除く。
	仮設建物類	1年1平方メートルにつき	250円	物置場, 倉庫, 事務所その他これらに類するもの及び工事用施設類に該当するものを除く。
	工事用施設類	1月1平方メートルにつき	220円	
	軌道施設類	1年1平方メートルにつき	2,430円	

トラックスケール				1年1平方メートルにつき	80円	
地下埋設物類	外口径8センチメートル未満のもの			1年1メートルにつき	80円	ガス管及び水道管については、左の額の100分の50に相当する額とする。
	外口径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの			1年1メートルにつき	90円	
	外口径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの			1年1メートルにつき	180円	
	外口径30センチメートル以上100センチメートル未満のもの			1年1メートルにつき	340円	
	外口径100センチメートル以上のもの			1年1メートルにつき	720円	
地下施設類				1年1平方メートルにつき	1,030円	
船ひき施設類				1年1平方メートルにつき	<u>95円</u>	
広告塔類				1年1基につき	12,480円	
広告板及び看板類	他の物件に添加す	高さ6メートル未満	幅50センチメートル未満	1年1枚につき	870円	
			幅50センチメートル	1年1枚につき	1,240円	

トラックスケール				1年1平方メートルにつき	80円	
地下埋設物類	外口径8センチメートル未満のもの			1年1メートルにつき	80円	ガス管及び水道管については、左の額の100分の50に相当する額とする。
	外口径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの			1年1メートルにつき	90円	
	外口径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの			1年1メートルにつき	180円	
	外口径30センチメートル以上100センチメートル未満のもの			1年1メートルにつき	340円	
	外口径100センチメートル以上のもの			1年1メートルにつき	720円	
地下施設類				1年1平方メートルにつき	1,030円	
船ひき施設類				1年1平方メートルにつき	<u>93円</u>	
広告塔類				1年1基につき	12,480円	
広告板及び看板類	他の物件に添加す	高さ6メートル未満	幅50センチメートル未満	1年1枚につき	870円	
			幅50センチメートル	1年1枚につき	1,240円	

	るもの		ル以上			
		高さ 6 メートル 以上	幅 50 センチメートル未満	1 年 1 枚につき	700 円	
	幅 50 センチメートル以上		1 年 1 枚につき	1,020 円		
	その他のもの	幅 50 センチメートル未満	1 年 1 枚につき	3,420 円		
		幅 50 センチメートル以上	1 年 1 枚につき	5,000 円		
	野積場			1 月 1 平方メートルにつき	21 円	
漁具干場			1 月 1 平方メートルにつき	8 円		
魚干場			1 年 1 平方メートルにつき	<u>95 円</u>		

備考

- 1 利用料等は，期間，長さ，面積，容積又は重量に端数があるときは，1 年未満は月割りとし，1 月未満は 1 月とし，1 メートル未満は 1 メートルとし，1 平方メートル未満は 1 平方メートルとし，100 リットル未満は 100 リットルとし，1 立方メートル未満は 1 立方メートルとし，1 トン未満は 1 トンとして計算する。
- 2 利用料等の総額が 100 円未満であるときは，100 円とする。
- 3 「大型乗合型自動車」とは，乗車定員が 30 人以上の自動車をいう。

	るもの		ル以上			
		高さ 6 メートル 以上	幅 50 センチメートル未満	1 年 1 枚につき	700 円	
	幅 50 センチメートル以上		1 年 1 枚につき	1,020 円		
	その他のもの	幅 50 センチメートル未満	1 年 1 枚につき	3,420 円		
		幅 50 センチメートル以上	1 年 1 枚につき	5,000 円		
	野積場			1 月 1 平方メートルにつき	21 円	
漁具干場			1 月 1 平方メートルにつき	8 円		
魚干場			1 年 1 平方メートルにつき	<u>93 円</u>		

備考

- 1 利用料等は，期間，長さ，面積，容積又は重量に端数があるときは，1 年未満は月割りとし，1 月未満は 1 月とし，1 メートル未満は 1 メートルとし，1 平方メートル未満は 1 平方メートルとし，100 リットル未満は 100 リットルとし，1 立方メートル未満は 1 立方メートルとし，1 トン未満は 1 トンとして計算する。
- 2 利用料等の総額が 100 円未満であるときは，100 円とする。
- 3 「大型乗合型自動車」とは，乗車定員が 30 人以上の自動車をいう。

- 4 「乗合型自動車」とは、乗車定員が 11 人以上 29 人以下の自動車をいう。
- 5 「普通車」とは、大型乗合型自動車、乗合型自動車及び自動二輪車以外の自動車(長さ 5 メートル以下、幅 1.8 メートル以下のものに限る。)をいう。

別表第 2(第 14 条の 2 関係)

1 土砂採取料

種類	単位	料金	備考
砂	1 立方メートルにつき	<u>184 円</u>	
砂利	1 立方メートルにつき	<u>262 円</u>	
土砂	1 立方メートルにつき	<u>130 円</u>	土を含む。

2 占用料

種類		単位	料金	備考
水域の 占用	工作物を設置する場合	栈橋類	1年1平方メートルにつき	220 円
		漁業施設類	1年1平方メートルにつき	20 円
		架空管類	1年1メートルにつき	220 円
		その他の工作物	1年1平方メートルにつき	100 円
工作物を設置しない場合		1年1平方	100 円	

- 4 「乗合型自動車」とは、乗車定員が 11 人以上 29 人以下の自動車をいう。
- 5 「普通車」とは、大型乗合型自動車、乗合型自動車及び自動二輪車以外の自動車(長さ 5 メートル以下、幅 1.8 メートル以下のものに限る。)をいう。

別表第 2(第 14 条の 2 関係)

1 土砂採取料

種類	単位	料金	備考
砂	1 立方メートルにつき	<u>181 円</u>	
砂利	1 立方メートルにつき	<u>257 円</u>	
土砂	1 立方メートルにつき	<u>128 円</u>	土を含む。

2 占用料

種類		単位	料金	備考
水域の 占用	工作物を設置する場合	栈橋類	1年1平方メートルにつき	220 円
		漁業施設類	1年1平方メートルにつき	20 円
		架空管類	1年1メートルにつき	220 円
		その他の工作物	1年1平方メートルにつき	100 円
工作物を設置しない場合		1年1平方	100 円	

			メートルにつき			
公共空地の占有	工作物を設置する場合	物置場、倉庫、事務所その他これらに類するもの		1年1平方メートルにつき	150円	
		電柱類(本柱、支柱、支線柱、支線、H柱、2脚以下の鉄塔等)		1年1本につき	1,500円	H柱、2脚の鉄塔等は、本柱の2本分とみなす。
		鉄塔類		1年1平方メートルにつき	1,840円	3脚以上のものに限る。
		架空管類		1年1メートルにつき	200円	電線類を除く。
		仮設建物類		1年1平方メートルにつき	250円	物置場、倉庫、事務所その他これらに類するもの及び工事用施設類に該当するものを除く。
		工事用施設類		1月1平方メートルにつき	220円	
		軌道施設類		1年1平方メートルにつき	2,430円	
		地下埋	外口径8センチメートル未満のもの	1年1メートルにつき	80円	ガス管及び水道管について

			メートルにつき			
公共空地の占有	工作物を設置する場合	物置場、倉庫、事務所その他これらに類するもの		1年1平方メートルにつき	150円	
		電柱類(本柱、支柱、支線柱、支線、H柱、2脚以下の鉄塔等)		1年1本につき	1,500円	H柱、2脚の鉄塔等は、本柱の2本分とみなす。
		鉄塔類		1年1平方メートルにつき	1,840円	3脚以上のものに限る。
		架空管類		1年1メートルにつき	200円	電線類を除く。
		仮設建物類		1年1平方メートルにつき	250円	物置場、倉庫、事務所その他これらに類するもの及び工事用施設類に該当するものを除く。
		工事用施設類		1月1平方メートルにつき	220円	
		軌道施設類		1年1平方メートルにつき	2,430円	
		地下埋	外口径8センチメートル未満のもの	1年1メートルにつき	80円	ガス管及び水道管について



設 物	外口径 8 センチメートル以上 15 センチメートル未満のもの		1年1メートルにつき	90 円	は、左の額の 100 分の 50 に相当する額とする。		
	外口径 15 センチメートル以上 30 センチメートル未満のもの		1年1メートルにつき	180 円			
	外口径 30 センチメートル以上 100 センチメートル未満のもの		1年1メートルにつき	340 円			
	外口径 100 センチメートル以上のもの		1年1メートルにつき	720 円			
地下施設類			1年1平方メートルにつき	1,030 円			
船ひき施設類			1年1平方メートルにつき	<u>95 円</u>			
広告塔類			1年1基につき	12,480 円			
広 告 板 及 び 看 板 類	他 の 物 件 に 添 加 す る も の	高さ 6 メートル未満	幅 50 センチメートル未満	1年1枚につき	870 円		
		高さ 6 メートル未満	幅 50 センチメートル以上	1年1枚につき	1,240 円		
			高さ 6 メートル未満	幅 50 センチメートル未満	1年1枚につき	700 円	
			幅 50 セ	1年1枚に	1,020 円		

設 物	外口径 8 センチメートル以上 15 センチメートル未満のもの		1年1メートルにつき	90 円	は、左の額の 100 分の 50 に相当する額とする。		
	外口径 15 センチメートル以上 30 センチメートル未満のもの		1年1メートルにつき	180 円			
	外口径 30 センチメートル以上 100 センチメートル未満のもの		1年1メートルにつき	340 円			
	外口径 100 センチメートル以上のもの		1年1メートルにつき	720 円			
地下施設類			1年1平方メートルにつき	1,030 円			
船ひき施設類			1年1平方メートルにつき	<u>93 円</u>			
広告塔類			1年1基につき	12,480 円			
広 告 板 及 び 看 板 類	他 の 物 件 に 添 加 す る も の	高さ 6 メートル未満	幅 50 センチメートル未満	1年1枚につき	870 円		
		高さ 6 メートル未満	幅 50 センチメートル以上	1年1枚につき	1,240 円		
			高さ 6 メートル未満	幅 50 センチメートル未満	1年1枚につき	700 円	
			幅 50 セ	1年1枚に	1,020 円		

			ル 以 上	ン メ ー ト ル 以 上	つき		
		そ の 他 の も の	幅 50 センチ メートル未満		1年1枚に つき	3,420 円	
			幅 50 センチ メートル以上		1年1枚に つき	5,000 円	
工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	漁具干場				1月1平方 メートル につき	8 円	
	魚干場				1年1平方 メートル につき	<u>95 円</u>	
	その他				1年1平方 メートル につき	90 円	

備考

- 1 土砂採取料等は、期間、長さ、面積又は容積に端数があるときは、1年未満は月割りとし、1月未満は1月とし、1メートル未満は1メートルとし、1平方メートル未満は1平方メートルとし、1立方メートル未満は1立方メートルとして計算する。
- 2 土砂採取料等の総額が100円未満であるときは、100円とする。

別表第3 (略)

			ル 以 上	ン メ ー ト ル 以 上	つき		
		そ の 他 の も の	幅 50 センチ メートル未満		1年1枚に つき	3,420 円	
			幅 50 センチ メートル以上		1年1枚に つき	5,000 円	
工 作 物 を 設 置 し な い 場 合	漁具干場				1月1平方 メートル につき	8 円	
	魚干場				1年1平方 メートル につき	<u>93 円</u>	
	その他				1年1平方 メートル につき	90 円	

備考

- 1 土砂採取料等は、期間、長さ、面積又は容積に端数があるときは、1年未満は月割りとし、1月未満は1月とし、1メートル未満は1メートルとし、1平方メートル未満は1平方メートルとし、1立方メートル未満は1立方メートルとして計算する。
- 2 土砂採取料等の総額が100円未満であるときは、100円とする。

別表第3 (略)